

泉南市ビーチスポーツ・イベント開催支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉南市りんくう南浜地先に所在する「タルイサザンビーチ」(以下、サザンビーチという。)の利活用を促進し、併せて隣接する泉南りんくう公園「泉南ロングパーク」(以下、泉南ロングパークという。)との併用を促すことで、地域活性化に資する相乗効果の向上を図るため、競技団体等がサザンビーチで開催するビーチスポーツ大会、並びに泉南ロングパークで同時開催する関連イベントに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に 関しては、泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程(昭和 48 年泉南市規程第2号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 競技団体等 | 競技の振興及び普及のために活動するスポーツ団体又は個人や、実行委員会など、ビーチスポーツ大会を主催する任意の団体 |
| (2) 国際競技連盟 | 各競技について、世界各国のスポーツ団体を統括する団体であり、世界選手権などの国際的なスポーツ大会を主催する団体 |
| (3) 国内競技連盟 | 各競技について、日本国内のスポーツ団体を統括する団体であり、日本選手権などの全国規模の大会を主催する団体 |
| (4) 海外参加者 | 当該イベントに参加する日本国籍以外の選手又はチーム |
| (5) プロスポーツチーム | 各競技におけるプロリーグ等に出場する府外の選手団または個人選手及び監督、コーチに属するもの |

(対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの(以下「補助事業者」という。)とする。

- (1) 競技団体等であること。
- (2) 市税の未納がないこと。
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び府民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、サザンビーチで開催されるビーチスポーツ大会のうち、次の(1)～(3)に掲げる要件のいずれかに該当するものであつて、かつ隣接する泉南ロングパークにおいて実施する関連イベントが(4)に該当するもの(以下「補助事業」とい

う。)とする。

- (1) 国際大会 海外参加者を招待して開催されるものであり、かつ国際競技連盟の主催又は公認を受けている大会
- (2) 全国大会 全国を対象として開催されるものであり、かつ国内競技連盟の主催若しくは公認の大会又は予選会の勝者による大会
- (3) その他大会 府外からの選手又はチームが全体の半数を超えて開催される大会
- (4) 専ら当該ビーチスポーツ競技の普及啓発を目的とするイベント

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表1に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に定める方法により算出された額とする。

- (1) 補助事業のうち、ビーチスポーツ大会に関する補助額は、当該大会の規模に応じた基本額に、参加者数および参加チーム数に別表2の金額を乗算の上、加えた額とする。
ただし、補助率は前条に規定する補助対象経費の2分の1以内(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、上限を別表2のとおりとする。
 - (2) ビーチスポーツ大会および関連イベント会場における参加者延べ数に応じ、別表3の金額を加算できるものとし、上限を別表2のとおりとする。
 - (3) 国際大会に関する補助事業において海外参加者が参加者の半数以上を占める場合、前1号に定める基本額及び加算額の2倍の金額とできるものとし、上限を別表2のとおりとする。
- 2 同一の事業に対して、本補助金を受けることができるのは、原則第7条の申請を行った年度から3年度(第7条の申請を行った年度を含む。)までとする。
- 3 その他市長が特に認める場合については、この限りでない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業を実施する30日前までに(4月に実施する事業については、補助金交付該年度の予算確定後速やかに)次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、申請の受付については、予算額に達したときをもって終了とする。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支計画(決算)書(第2号様式)
- (3) 市税納付・納入確認同意書(第3号様式)
- (4) 市民税・府民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書

(補助事業者が、給与所得者を雇用する事業者の場合)

- (5) 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)
- (6) その他(主催者規約、大会要項、参加者数のわかる書類等)

(交付の決定及び条件)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 泉南市の他の補助金等の支援を受ける事業でないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (5) 看板やポスター、チラシ、ホームページ等に「泉南市ビーチスポーツ・イベント開催支援事業補助金交付事業」と表記すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める条件。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、前条第1項の決定を受けた補助事業の内容又は経費の配分の変更(市長が軽微であると認める変更を除く。)があったときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付変更申請書(第6号様式)
 - (2) 変更内容がわかる書類
- 2 市長は第1項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対し、補助金交付変更決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(第8号様式)
- (2) 収支決算書(第9号様式)
- (3) 補助事業を実施した状況がわかる写真

- (4) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る）
- (5) 補助事業の概要がわかる書類（ちらし、パンフレット、プログラム等）
- (6) 参加者名がわかる書類
- (7) 第6条第2号を適用する場合、現地会場における参加者数がわかる書類

（補助金額の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助金交付確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長が定める時期までに、請求書（第11号様式）により補助金を請求することができる。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途への使用をしたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは規則に違反したとき。
- (3) 天変地異その他の事情により、補助事業が実施されなかったとき。

（加算金及び遅延損害金）

第14条 市長は、第9条および第13条により補助金の全額もしくは一部の返還が必要と認められる場合は、補助事業者に対し、補助金の返還請求を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により返還請求を受けた場合は速やかに返還しなければならない。

（公表）

第15条 市長は、補助事業の概要その他、第1条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

対象事業	費目	内容
ビーチスポーツ 大会	報償費	審判・運営スタッフ等への謝金、賞金等
	旅費	審判・運営スタッフ等への交通費、宿泊費等
	需用費	消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費等
	役務費	電話料、郵便料、保険料等
	委託料	運営・事務委託費等
	使用料及び賃借料	市内会場使用料、資機材等の借上げに要する経費等
	原材料費	事業実施のために必要な材料費等（消耗品に限る）
関連イベント	報償費	運営スタッフ等への謝金等
	旅費	運営スタッフ等への交通費、宿泊費等
	需用費	消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費等
	役務費	電話料、郵便料、保険料等
	委託料	運営・事務委託費等
	原材料費	事業実施のために必要な材料費等（消耗品に限る）

備考

- 1 全て補助事業の実施に直接要する経費に限る。
- 2 以下の経費は、補助対象経費から除外する。
飲食代（審判、運営スタッフ等の分を含む。）
- 3 その他市長が必要であると認める経費を含む。

別表 2（第 6 条関係）

大会規模	基本額		上限額	
国際大会	500,000円		1,000,000円	
	加算額区分	個人1名につき	1チームにつき	
	海外競技関係者	5,000円		50,000円
	国内競技関係者	1,000円		10,000円
全国大会	基本額		上限額	
	400,000円		800,000円	
	加算額区分	個人1名につき	1チームにつき	
	国内競技関係者	1,000円		10,000円
その他大会	基本額		上限額	
	100,000円		200,000円	
	加算額区分	個人1名につき	1チームにつき	
	国内競技関係者	1,000円		10,000円

備考

- 1 競技関係者には、競技選手の他、チームに帯同する関係者を含み、競技観戦者や関連イベント参加者は含まない。

別表 3（第 6 条関係）

大会規模	参加者の延べ数	加算額
国際大会	500人から1,999人まで	50,000円
	2,000人から2,999人まで	100,000円
	3,000人から4,999人まで	200,000円
	5,000人から6,999人まで	300,000円
	7,000人以上	400,000円
全国大会 その他大会	500人から1,999人まで	25,000円
	2,000人から2,999人まで	50,000円
	3,000人から4,999人まで	100,000円
	5,000人から6,999人まで	150,000円
	7,000人以上	200,000円

備考

- 1 参加者の延べ数の報告にあたっては正確な参加者数が証明できる根拠を実績報告に示すこと